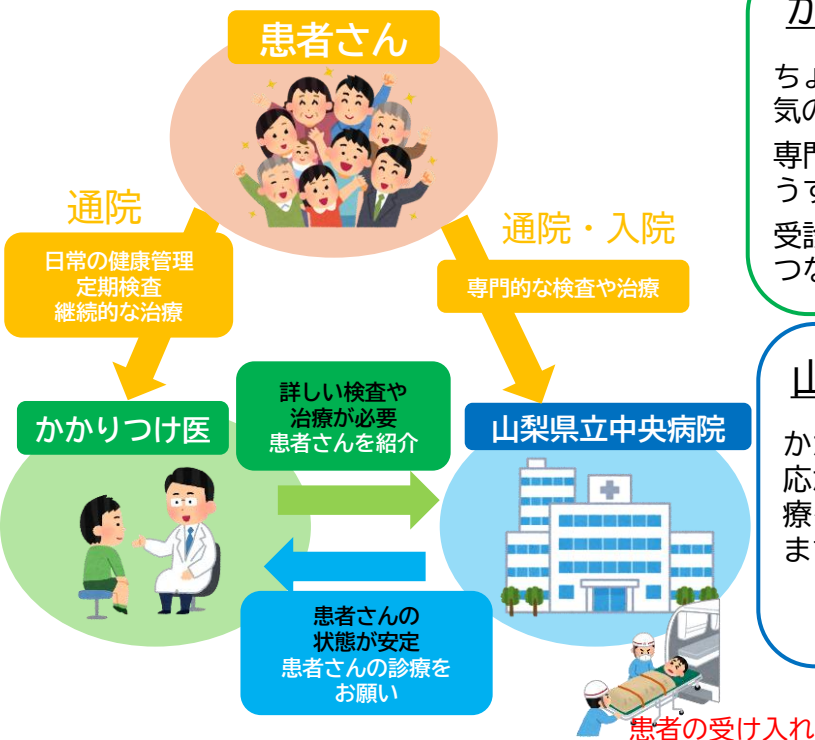


介護認定を受けるには、 地域のかかりつけ医をお持ちください

当院では、**かかりつけ医**を推奨しています



かかりつけ医を持つ「メリット」

ちょっとした体調の変化にも気が付きやすく、病気の予防、早期発見、早期治療が可能になります。専門病院への受診など判断に困ったときに「どうすればよいか」を相談できます。

受診、通院が比較的簡単で、待ち時間の短縮につながります。

山梨県立中央病院が担う「役割」

かかりつけ医と連携し、一般の医療機関では対応が難しい重い病気や特殊な疾病など高度な医療を必要とする患者さんへの検査・手術を行います。



ご理解とご協力をお願いいたします

介護サービスを利用するためには、かかりつけ医が記載する「主治医意見書」が必要になりますが、主治医意見書を依頼する医師は、当院のような急性期病院の医師ではなく、**日常的に身体全体のことを総合的に把握している地域のかかりつけ医の先生**に依頼していただきますようお願いいたします。当院以外にかかりつけの病院がない場合は、市町村の窓口でご相談ください。

やむを得ず当院に依頼される場合は**主治医意見書予診票**の提出が必要となります。

なお、申請前に必ず**主治医に意見書作成の了承を得てください。**

(直近3カ月以内の受診がないと作成できません)。

- 予診票は市町村の介護申請窓口のほか、山梨県立中央病院のホームページからダウンロード可能です。

<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/patient/3783/>

- 記載した予診票は、市町村の介護保険申請窓口へご提出ください。
- 問合せ先：医事課 証明窓口 055-253-7111 (内線1323)



地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
YAMANASHI PREFECTURAL CENTRAL HOSPITAL